

令和5年度

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

【部会：生活介護・施設入所】

佐賀県健康福祉部障害福祉課

【目次】

- I 根拠規定
- II 実地指導等における「よくある指摘」
- III 令和3年度生活介護・施設入所に係る報酬改定
内容について

I 根拠規定

指定基準及び報酬、加算の根拠となる関係法令等は以下のとおりです。

1 指定基準関係

(1) 指定基準省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）

(2) 解釈通知

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 報酬、加算関係

(1) 報酬告示

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

(2) 留意事項通知

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

II 実地指導等における「よくある指摘」

1 指定基準関係

(1) 人員について

- ☑ 生活支援員等の総数が、基準を満たして配置されていない。

【ポイント】

前年度の平均実利用者数（関係法令等：解釈通知第二の2）

生活支援員等の必要員数（関係法令等：解釈通知第二の2）

○ 算出方法

前年度の平均実利用者数 = 前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の開所日数

小数点以下第2位を切り上げ

※前年度 … 当年度の前年の4月1日から3月31日まで

※開所日 … 通常の職員体制で利用者を受入れられる状態の日

【基準（生活介護）】

前年度の平均実利用者数を**平均障害支援区分**（※1）に応じた数で除した数以上 かつ **1人以上は常勤**（※2）

【基準（自立訓練）】

前年度の平均実利用者数を6で除した数以上 かつ **1人以上は常勤**（※2）（宿泊型自立訓練を行う場合は、宿泊型自立訓練の利用者を10で除した数を加える。）

また、訪問によるサービスの提供を行う場合は、上記に加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置く。

※1 平均障害支援区分

$\{ (2 \times \text{区分2の利用者数}) + (3 \times \text{区分3の利用者数}) + (4 \times \text{区分4の利用者数}) + (5 \times \text{区分5の利用者数}) + (6 \times \text{区分6の利用者数}) \} \div \text{前年度の延べ利用者数}$

平均障害支援区分	4未満	6で除した数以上
〃	4以上5未満	5で除した数以上
〃	5以上	3で除した数以上

※2 1人以上は常勤

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいうものである。

(2) 人員について

- ☑ 非常勤職員の有給取得日を常勤換算に含めている。

【ポイント】

常勤換算方法(※3) (関係法令等：解釈通知第二の2)

● 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課 平成19年12月19日付け事務連絡 障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)問6

(問) 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

【常勤職員】 上記理由等により欠勤している場合、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

【非常勤職員】 上記理由等により欠勤している場合、**常勤換算に入れることができない。**

※3 常勤換算方法

従業者の勤務延べ時間数を、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

(3) 人員について（生活介護）

☑ 人員基準上、必要である医師を配置していない。

【ポイント】

医師の配置（関係法令等：指定基準省令第78条第1項第1号、解釈通知第五の1の（1））

【基準】

- ・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならない。
- ・なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医（※4）を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。
- ・また、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しないことができる。
- ・医師を配置しない場合は、本体報酬から12単位／日が減算される。（報酬告示第六の1の注9、留意事項通知第二の2の（6）の②）

※4 嘱託医

嘱託医を確保することによって、人員基準上必要とされる医師は配置されているとみなすことができ、基準省令第91条に規定がある協力医療機関を定めることは満たすことができない。

II 実地指導等における「よくある指摘」

2 運営関係

(1) サービス提供の記録について

- ☑ サービスを提供した際の記録が具体的に記されていない。
- ☑ 利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていない。

【ポイント】

記録の方法、頻度、利用者からの確認（関係法令等：指定基準省令第19条、解釈通知第三の3の（9））

【基準】

- ・ サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数等必要事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。
- ・ また、サービス提供の記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(2) 個別支援計画について

- ☑ サービスを提供した際の記録が具体的に記されていない。
- ☑ 個別支援計画の作成に係る会議を実施していない、又は開催した記録を確認することが出来ない。
- ☑ 利用者又はその家族に対して説明及び同意を得ていない。
- ☑ モニタリングや個別支援計画の見直しが行われていない。
- ☑ 個別支援計画を利用者に交付していない

【ポイント】

個別支援計画の作成の流れと手順（関係法令等：指定基準省令第58条、解釈通知第四の3の（7））

【基準】

- ア サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法より、利用者について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- イ アセスメントに当たっては、利用者に対して面接して行わなければならない。この場合、サービス管理責任者は、面接趣旨を利用者に対して、十分に説明し、理解を得なければならない。

- ウ サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。
- エ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- オ サービス管理責任者は、個別支援計画の原案内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- カ サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。
- キ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後モニタリングを行うとともに、少なくとも6か月に1回（自立訓練については、3か月に1回）以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画変更を行うものとする。

(3) 非常災害対策について

- ☑ 非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資）及び資機材など必要物資が配備されていない。

【ポイント】

非常災害対策（関係法令等：指定基準省令第70条、解釈通知第四の3の(19)、佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第3条第1項第3号）

【配備すべき物資の例】

入所施設においては3日分、通所施設においては1日分の物資の配備が必要。

物資	備考
飲料水、生活用水	一人一日3リットルが目安
非常用食料品	一日分=3食分 レトルト食品や缶詰、フリーズドライ食品等
衛生用品	紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品
医薬品	施設の医務室等が医療法に基づく病院又は診療所に当たらない場合は、医師の処方せん等がなければ入手できない医療用医薬品の備蓄は不可
エネルギー源	停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料・冷却水の備蓄並びに、都市ガスの供給停止に備えたプロパンガス調理器具や薪等

(参考：障害者支援施設等の防災計画策定マニュアル)

(4) 身体拘束について

- ☑ やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ☑ また、個別支援計画に明記するとともに、本人・家族に十分に説明し、了解を得ること。

【ポイント】

身体拘束等の禁止（関係法令等：指定基準省令第73条等）

【基準】

- ・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- ・事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ・平成30年度から、身体拘束を行っているが記録がなかった場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について減算される。（5単位/日）
- ・また、個別支援計画への記載とともに、利用者及び家族に説明し、同意を得なければならない。

【具体例】（関係法令等：「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成29年3月）P99）
身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※厚生労働省HPに掲載されている「障害者虐待防止と対応の手引き」等も参照すること。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

☆ 令和3年4月の報酬改定において、業務継続計画の策定、感染対策委員会、身体拘束等適正化対策検討委員会の設置が義務付けられた（業務継続計画策定及び換算対策委員会設置は令和6年3月31日、身体拘束等適正化対策検討委員会は令和4年3月31日まで努力義務）ため、適切に運営すること。

【生活介護】

(1) 欠席時対応加算について

- ☑ 前々日より前に利用を中止した場合に算定していた。
- ☑ 利用者の状況や相談援助の内容等を記録していなかった。また、具体的な記録がなかった。
- ☑ 1回の相談援助に対して、複数の請求を行っていた。
(例：3日分まとめて欠席の連絡を受け、3日分算定)

【ポイント】

欠席時の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の7、留意事項通知第二の2の(6)の⑨）

【加算の算定要件】

- ・利用者が、事業所の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合（※5）において、従業者が、利用者又はその家族等との**連絡調整その他の相談援助**を行う（※6）とともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、**1月につき4回を限度に算定**できる。

※5 **利用を中止した場合**

急病等によりその利用を**中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡**があった場合のことをいう。

※6 **連絡調整その他の相談支援**

電話等により当該**利用者の状況を確認**し、引き続き事業所の**利用を促すなどの相談援助を行う**とともに、その**内容を記録する**ことが必要。

(参考) 欠席時の対応記録票 (例)

利用者	氏名		
対応者	氏名		
欠席日	○月○日	欠席の連絡があった日	□月□日
連絡調整の方法	口頭・電話・その他 ()		
利用者の状況	(例) 体調不良 (腹痛・発熱△△、△度 等) 元気になったら、行きます。		
相談支援の内容	(例) 病院に行って、安静にしてください。		
次回利用予定日	○月○日		

(2) 食事提供体制加算の算定について

- ☑ 短期入所及び生活介護を併せて実施する事業所（食事は厨房で一括して調理）において、日中活動として生活介護を利用し、そのまま短期入所を利用して宿泊した利用者に対して、短期入所と生活介護のそれぞれで食事提供体制加算を算定していた。

【ポイント】

食事提供体制（関係法令等：報酬告示別表第6の10、留意事項通知第二の2の(6)の⑫、第二の2の(7)の⑪)

【加算の算定要件】

- ・調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所において、食事の提供を行った場合に、算定できる。

【留意事項】

- ・1日に**複数回食事の提供をした場合**（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算が**その食事を提供する体制に係るもの**であることから、**複数回分の算定はできない**。

(3) 送迎加算の算定について

☑ 送迎実績がないにもかかわらず送迎加算を算定していた。

【ポイント】

送迎の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の12、留意事項通知第二の2の（6）の⑭）

【加算の算定要件】

・利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、**片道につき所定単位数を加算**する。

× 誤った請求の例

- ① 送迎実績の管理・把握ができていない。
- ② 「利用していれば往復での送迎加算を請求」のルールで漫然的に算定しており、早退・遅刻等を考慮していない。 など

【平成24年度報酬改定Q&A】

問110 徒歩による送迎に職員が付き添いした場合でも加算の対象となるのか。

（答）送迎に係る経費は生じていないため、算定できない。

(4) 短時間利用減算について（生活介護のみ）

- ☑ 利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上であるが、減算していない。（100分の70の減算。）

【ポイント】

利用時間の記録（関係法令等：報酬告示別表第6の1の注5、留意事項通知第二の2（6）②）

【減算が適用される要件】

- ・ 前3月における生活介護の利用者のうち、平均利用時間（※7）が 5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合。

【留意事項】

- ・ 「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。
- ・ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。
- ・ 利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情（※8）により5時間未満の利用となった利用者を除く。

※7 平均利用時間

前3月において当該利用者が生活介護を利用した時間の合計時間を、当該利用者が生活介護を利用した日数で除して得た時間。

※8 やむを得ない事情

利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提。

(5) 重度障害者支援加算の算定について

- ☑ 対象者利用していない日に体制加算（7単位）を算定していた。
- ☑ 基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者が配置なされていない。
- ☑ 基礎研修修了者の勤務数に応じた算定がなされていない。

【ポイント】

利用者の受給者証（関係法令等：報酬告示別表第6の7の2、留意事項通知第二の2の（6）の⑩）

基礎研修修了者の確認（関係法令等：報酬告示別表第6の7の2、留意事項通知第二の2の（6）の⑩）

【加算の算定要件】

・ **加算の対象者**（認定調査等における行動関連項目の点数が合計10点以上に該当するもの）が **1人以上利用している** こと。

⇒対象者は、基本的には“**受給者証**”で確認する。

（受給者証で確認できない場合等は、市町へ確認を取ること。）

・ 個別の支援の評価については、**基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定**できるとし、適切な支援を行うため、**生活介護の従事者として4時間程度は従事する**必要があることに留意すること。

【施設入所支援】

（6）入院・外泊時加算（Ⅱ）の算定について

- ☑ 訪問支援の記録がないにもかかわらず加算を算定していた。
- ☑ 1週間に1回以上の訪問を実施していないにもかかわらず加算を算定していた。

【ポイント】

訪問支援の記録（関係法令等：報酬告示別表第9の6、留意事項通知第二の2の（9）の⑨）

【加算の算定要件】

- ・ 9日を超える入院にあたっては、特段の事情のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や相談支援など、日常生活の支援を行い、当該支援の内容を記録した場合に算定する。

【具体的な算定期間】（平成29年2月15日付け障第4057号障害福祉課長通知）

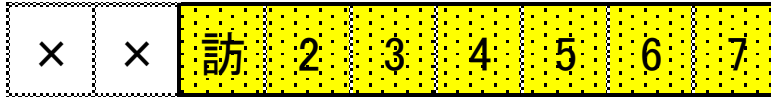
（1）算定対象日初日に訪問支援を実施かつ以降1週間に1回以上の訪問支援を実施した場合

▼入院・外泊時加算（Ⅱ）算定対象日初日

	訪	2	3	4	5	6	7	訪	2	3	4	訪	2	3	4	5	6	7	×								
入院日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

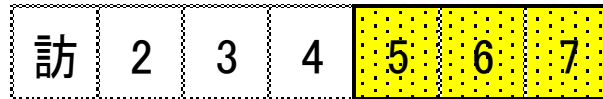
(2) 算定対象日初日を過ぎて訪問支援を実施した場合

▼算定対象日初日

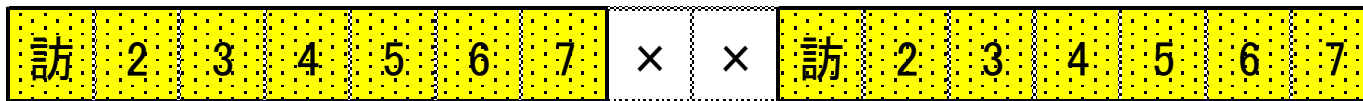



(3) 算定対象日初日以前に訪問支援を実施した場合

▼算定対象日初日



(4) 訪問支援実施日と次の訪問支援実施日が1週間以上空いている場合



※上記4事例については、それぞれ  が算定可能日となる。

(7) 重度障害者支援加算の算定について

○重度障害者支援加算（Ⅰ）

☑ 医師意見書により特別な医療が必要とされる者等が一定数いないにもかかわらず加算を算定していた。

☑ 対象者がいないにもかかわらず上乗せ分（22単位）を算定していた。

○重度障害者支援加算（Ⅱ）

☑ 基礎研修修了者の勤務数に応じた算定がなされていない。

【ポイント】

入所者の受給者証（関係法令等：報酬告示別表第9の3のイ、留意事項通知第二の2の（9）の⑤）

夜勤従事者の確認（関係法令等：報酬告示別表第9の3のロ、留意事項通知第二の2の（9）の⑤）

【加算の算定要件】

○重度障害者支援加算（Ⅰ）

・ 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（略）の数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、（略）看護職員又は生活支援員を1人以上配置している場合に算定する。

・ 区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が**2人以上**利用している場合に算定できる。

⇒ 対象者は、基本的には“**受給者証**”で確認する。

○重度障害者支援加算（Ⅱ）

《生活介護》

・個別の支援の評価については、**基礎研修修了者** 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できるとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として **4 時間程度は従事する** 必要があることに留意すること。

《施設入所》

・個別の支援の評価については、**基礎研修修了者** 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できるとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として **4 時間程度は従事する** 必要があることに留意すること。

III 令和3年度生活介護・施設入所に係る報酬改定 内容について

● 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- (3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- (5) 感染症や災害への対応力の強化等
- (6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

◆口腔衛生管理の充実

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

≪ 口腔衛生管理体制加算【新設】 ≫ **30単位／月**

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の**指示を受けた歯科衛生士が**、施設従業者に対する**口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に**、1月につき所定単位を加算する。

≪ 口腔衛生管理加算【新設】 ≫ 90単位／月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準の**いずれにも該当する場合**に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、**口腔ケアを月2回以上行うこと。**
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な**技術的助言及び指導を行うこと。**
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する**施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。**

●令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (令和3年3月31日)

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算①

問 34 口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算における「歯科衛生士」とは、施設職員に限定されるのか。協力歯科医療機関等の歯科衛生士でも差し支えないか。

(答) 施設と雇用関係にある歯科衛生士（常勤、非常勤を問わない）、又は、協力歯科医療機関等に属する歯科衛生士の**いずれであっても算定可能**である。

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算②

問 35 口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算の算定に当たり作成することとなっている「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、**施設ごとに計画を作成することになるのか。**

(答) **貴見のとおり**。なお、口腔衛生管理加算の算定に当たっては、当該計画のほか、入所者ごとに「口腔衛生管理に関する実施記録」を作成・保管することが必要となる。

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算③

問 36 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合はどのように取り扱うのか。

(答) 入院・外泊中の期間は除き、当該月において **1 日でも当該施設に在所した入所者について算定可能**とする。

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算④

問 37 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士による口腔ケアが月 2 回以上実施されている場合に算定可能となっているが、月の途中で入所した者について、入所月における歯科衛生士による口腔ケアが月 2 回に満たない場合は算定可能か。

(答) 月途中からの入所であっても、**月 2 回以上口腔ケアが実施されていない場合は算定できない**。

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算⑤

問 38 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士による口腔ケアが月 2 回以上実施されている場合に算定可能となっているが、**同一日の午前と午後それぞれ口腔ケアを実施した場合は、2 回分として取り扱うのか。**

(答) 同一日に複数回口腔ケアを実施した場合は、**1 回分として取り扱う。**

口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算⑥

問 39 口腔衛生管理体制加算について、「歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと」とされているが、医療保険の歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日と同一日であっても、**歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導を行っていない時間帯**であれば、「**実施時間以外の時間帯**」に該当すると考えてよいか。

(答) **貴見のとおり。**